

「認証組織としての説明書」作成上の留意事項

認証組織として活動しようとする組織は、活動開始前に、内閣官房健康・医療戦略室医療国際展開タスクフォース インバウンド・ワーキンググループ事務局（03-3539-2594）までご連絡の上、「認証組織としての説明書」を作成し、下記の「提出方法及び提出先」の要領に従い提出して下さい。

なお、書類は下記に注意事項を参照の上ご記載下さい。

③ 中立、公平性、透明性

- ・「医療渡航支援企業」を認証するにあたり、中立、公平性、透明性を確保することを、認証体制や情報公開方針を踏まえた上で説明して下さい。適宜図表を用いても結構です。

④ 経験

- ・組織として携わった医療の国際展開に関する政府の施策の活動経験を記載して下さい。

⑤ 相談等への対応

- ・相談の受付体制及び認証基準遵守状況の検証体制の説明は、適宜図表を用いても結構です。
- ・顧問医は複数存在する場合は、すべて記載してください。

⑥ 研修等の提供

- ・教育機会の提供計画の概要には、過去に医療渡航試験企業への教育の経験がある場合には概要を記載して下さい。
- ・教育機会の提供体制の説明は、適宜図表を用いても結構です。

⑦ 医療の国際展開／インバウンドの高度化に必要な仕組み等の検討

- ・検討方針等、現時点での案を記載して下さい。
- ・適宜図表を用いても結構です。

提出方法及び提出先

書類は下記宛先まで郵送にて送付願います。

〒100-0014

東京都千代田区永田町1-11-39 永田町合同庁舎

内閣官房健康・医療戦略室

医療国際展開タスクフォース インバウンド・ワーキンググループ事務局